

報告 2 基幹型地域包括支援センターの設置・運営について

1. 設置の経緯

- ・地域包括支援センター（市内 6 箇所、委託運営。以下「包括センター」という。）では、年間で約 20,000 件の相談を受けており、後期高齢者人口の増加が見込まれる中、相談件数は今後も増加すると予想される。
- ・また、介護予防サービス利用者の介護予防プラン作成数についても増加している。
- ・包括センターに寄せられる相談は、複雑化、複合化した課題を抱え、対応が長期化している状況である。
- ・こうしたことから、包括センターでは業務が多忙となっているほか、介護予防ケアマネジメントの実施や個別ケースについて、対応に苦慮する状況となっており、包括センターに対し、専門的知見からの指導・助言を行う体制が求められている。
- ・こうした状況を受け、令和 5 年 8 月、「大牟田市地域包括支援センター運営の在り方に係るプロジェクトチーム」から包括センター運営協議会に対し、大牟田市地域包括支援センターの運営の在り方についての提言がなされ、基幹型包括センターの設置が求められた。

2. 基幹型包括センターの設置について

- ・上記の状況及び提言を踏まえ、令和 6 年 4 月、基幹型包括センターを設置。
- ・包括センター 6 箇所に対し助言・後方支援を行い、包括センター業務の円滑、的確な実施を図る。

3. 基幹型包括センター体制について

(1) 概要

- ・包括センターに対する助言等は専門的知見に基づく必要があること、また、基幹型包括センターと各地区の包括センター 6 箇所との連携等の強化や円滑化を図る必要があることから、福祉課総合相談担当内に基幹型包括センターを設置し、専門職（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等）を配置することとした。

(2) 基幹型包括センター職員（福祉課総合相談担当職員） ※令和 6 年 4 月現在

○センター長（福祉課総合相談担当課長）

— ○主査（2）

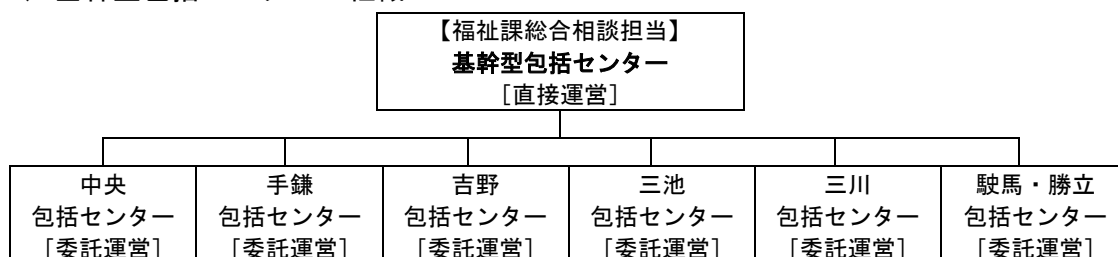
— ○保健師（4）、看護師（1）

○社会福祉士（2）

○主任介護支援専門員（※配置予定）、介護支援専門員（1）

○事務職（4）

(3) 基幹型包括センターの組織



4. 基幹型包括センターの評価等について

- ・基幹型包括センターの評価等について整理し、運営協議会に諮る予定。